

様式 2

整理番号	消防 - 法不 - 73
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第 2 査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	容器検査所の登録取消又は再検査停止命令
概要	市長は、容器検査所の登録を受けた者が、法令の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第53条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第53条 経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。 1 第 7 条 2 号又は第50条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号に該当するに至つたとき。 2 第49条第 3 項から第 5 項まで、第49条の 4 第 3 項若しくは第 4 項、第51条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。 3 第50条第 4 項の規定による制限又は前条第 4 項の規定による命令に違反したとき。 4 第60条第 1 項の規定による帳簿の記載をせず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。 5 容器検査所の登録を受けた者が第一種製造者である場合において、第38条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定により第 5 条第 1 項の許可を取り消されたとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	